

第十三回国会 議院運営委員會議録第六十一号

昭和二十七年六月十七日(火曜日)
午後零時二十分開議

出席委員

委員長 石田 博英君
理事 倉石 忠雄君 理事 福水 健司君
理事 土井 直作君
岡延右エ門君 岡西 明良君
鹿野 彦吉君 川本 末治君
青家 喜六君 島田 末信君
高垣 三郎君 田中 元君
中川 俊思君 橋本登美三郎君
山口喜久一郎君 小林 運英君
椎熊 三郎君 松井 政吉君
羽田野次郎君

委員外の出席者

議長 林 讓治君
副議長 岩本 信行君
議員 飯塚 定輔君
議員 押谷 富三君
議員 竹村奈良一君
議員 上林與市郎君
議員 岡田 春夫君
事務総長 大池 眞君

六月十六日

委員

押谷富三君、田淵光一君及び柳澤義男君辭任につき、その補欠として田嶋好文君、柏原義則君及び島田末信君が議長の指名で委員に選任された。

本日の會議に付した事件

回付案の取扱ひの件
決議案の取扱ひの件
国会職員法の一部改正の件

衆議院事務局職員定員規程の一部改正の件
衆議院法制局職員定員規程の一部改正の件

裁判官報酬裁判所裁判員旅費及び職務雜費支給規程の改正の件
本會議の議事に関する件

○石田委員長 それでは本日の議院運営委員會を開会いたします。

初めに、回付案の取扱ひの件を議題にいたします。

最初に、前回から保留になつておりました公益事業令の一部を改正する法律案の參議院回付案の取扱ひを御協議願ひます。

○倉石委員 本日上程していただきましたと思ひます。

○石田委員長 本件は、本日上程することに御異議ございませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○石田委員長 では、本日上程することといたします。この際各派の御態度を念のために伺つておきたいのであります。改進黨はいかがですか。

○權輿委員 改進黨は、先にも論があらまして、參議院修正案をのむべしとする論と、それから、衆議院の院議尊重の建前から、これをかけて原案で行かうというものと、党内意見の対立抗争がありまして、いまだ決定に至りませんが、そのまゝ上程してしるべきものと存じます。

○石田委員長 社会党はいかがですか。

○土井委員 社会党は、院議尊重の立場から、參議院の回付案に対して反対です。

○石田委員長 共産党はいかがですか。

○竹村奈良一君 私どもも參議院の回付案に対しては反対です。

○石田委員長 社会党二十三控室はいかがですか。

○上林與市郎君 賛成です。

○權輿委員 賛成の人もあるというのでしよう。

○石田委員長 自由党はいかがですか。

○倉石委員 參議院の回付案に反対であります。

○石田委員長 それでは念のために申し上げておきますが、本日伺うところによると、党をあげて參議院の回付案に賛成という党派はないようでありまして、そこで、記名投票を用いずとも三分の二という状態が明らかであろうと思ひますが、起立採決をしようと思ひますが、その認定をすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○石田委員長 さよう決定いたしました。

次に、地方税法の一部を改正する法律案の參議院回付案を議題にいたします。

○倉石委員 本案は、本日は保留を願ひます。

○石田委員長 本案を本日保留するに御異議ありませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○石田委員長 本日は保留するに御異議ありませんか。

○石田委員長 本日は保留するに御異議ありませんか。

○石田委員長 本日は保留するに御異議ありませんか。

○石田委員長 本日は保留するに御異議ありませんか。

○石田委員長 本日は保留するに御異議ありませんか。

○石田委員長 本日は保留するに御異議ありませんか。

○石田委員長 本日は保留するに御異議ありませんか。

○石田委員長 本日は保留するに御異議ありませんか。

○石田委員長 本日は保留するに御異議ありませんか。

○石田委員長 本日は保留するに御異議ありませんか。

○石田委員長 本日は保留するに御異議ありませんか。

○石田委員長 本日は保留するに御異議ありませんか。

○石田委員長 さよう決定いたしました。

次に、外資に関する法律の一部を改正する法律案、これは本日回付されたものでありますから、事務総長から御説明を願ひます。

○大池事務総長 外資に関する法律の一部を改正する法律案の參議院修正は非常に複雑でありまして、こまかに御説明申し上げます。これは困難であります。大體修正されて來ました点だけを申し上げます。三條の修正がございしますが、その修正の意味は、貸付信託法の施行に伴ひまして、貸付信託の受益証券を、証券投資信託の受益証券と同様に取扱ふことになつた点が修正の第一点であります。

それから十五條の二と三の修正のところでございしますが、そこは、株式等の元本の海外への送金保証を与えるためのすえ置き期間の三年というものを、二年に短縮して來ております。一年間の短縮であります。

それから、第十七條の二を新たに追加して參りましたのに関連いたしました。第八條の四号におきまして、外国の投資家が、その本国法の關係で新株の割当を受けることが困難な場合に、これを救済するために、外国の投資家に対して新株の引受權の譲渡を認めまして、その譲渡の対価をもちまして株式、社債等の購入を認めることにいたしました。

もう一つの点といたしましては、外国の投資家が新株の引受けの権利付の親株を売却いたしましたして、その対価をもちまして權利落の株式を購入する場合に、買いかえ後の株式の中で、売却いたしました株式と同じ数について、買いかえの前を通じてすえ置き期間の通算を認めることといたしております。

その他字句の修正のような点がたくさんございしますが、大體そういうような点がおもな点でありまして、技術的なこまかい説明は非常に困難でありますから、党の方で當該委員等に御連絡の上、御研究のほどを願ひたいと思ひます。

○土井委員 本日は保留。

○石田委員長 本日は保留するに御異議ありませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○石田委員長 さよう決定いたしました。

次に、国土綜合開發法の一部を改正する法律案の參議院回付案を議題に供します。事務総長から御説明を願ひます。

○大池事務総長 これはごく簡單でございます。施行期日が、最初の原案は五月一日となつておりましたが、衆議院では、それでは無理だということで、六月十日に施行することに修正いたしましたところ、六月十日が過ぎ去つてしまひましたので、參議院では六月三十日ということに直したただけで、中身は全然同じで、問題はありません。

○石田委員長 これは本日上程するに御異議ありませんか。

○石田委員長 本日は保留するに御異議ありませんか。

○石田委員長 本日は保留するに御異議ありませんか。

○石田委員長 本日は保留するに御異議ありませんか。

○石田委員長 本日は保留するに御異議ありませんか。

○石田委員長 本日は保留するに御異議ありませんか。

御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○石田委員長 さよう決定いたしました。

次に、日本開港銀行法の一部を改正する法律案の参議院回付案を議題にいたします。事務総長より説明を願います。

○大池事務局長 日本開港銀行法の一部を改正する法律案の参議院回付案は、大体五ヶ条ばかり修正がございまして、それは、日本開港銀行の資本金を公定いたしまして、その合計額を千五百五十二億二千万円と明確にして、第四條を修正して来ております。

それから第十二條の方では、總裁、副總裁及び監事というものは、両議院の同意を得て内閣総理大臣が任命することになって来ております。

〔委員長退席、倉石委員長代理着席〕

それから第三十七條のこの修正は、開港銀行が外貨資金の借入れを行います場合に、政府は債務保証契約をなし得ることに修正をいたして参つております。

その次の第四十九條の二第四項の削除というのは、四條を修正いたしました結果、当然の字句整理でございまして。

それから附則の第二項に、現職の總裁と副總裁及び監事についての経過規定を一応入れて参つております。

○國家(總)委員 本件は本日保留せられんことを望みます。

○倉石委員長代理 本日保留に御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

に決定いたします。

○倉石委員長代理 次に、決議案の取扱いについて御協議申し上げます。事務総長から御報告を願います。

○大池事務局長 決議案は、この前から残つておりますのは、領土に関する決議案だけでございます。それ以外に今参つておりますのは、海外同胞引揚促進並びに留守家族援護に関する決議案、これは小平久雄君外二十六名の提出で、海外同胞引揚委員会の方で起案をしたようなことであります。案文をしようなごさい。それから海外諸地域等における戦没者の遺骨収容及び送還等に関する決議案、これもやはり小平久雄君外二十六名提出で、委員会の案であります。それから吉田内閣不信任決議案が共産党から提出されております。それにアジア各国との貿易振興に関する決議案、これは通産委員会の方から、中村純一君外二十二名提出という事で出ております。その次に、労働委員会の方から、島田末信君外十七名をもつて国際労働條約批准促進に関する決議案が出ております。

○土井委員 この決議案のうち、海外同胞引揚促進並びに留守家族援護に関する決議案と、海外諸地域等における戦没者の遺骨収容及び送還等に関する決議案、この小平君外提出の分は、委員会では全会一致でやつておるのであります。

○大池事務局長 共産党を除く各派だそうであります。

○土井委員 それから、アジア各国との貿易振興に関する決議ですが、前に、大体これと内容を一にする決議案について、野党連合から自由党の方へ、あ

らかじめ賛成でいろいろ御相談願いたし、いつて権能君から申し上げておきましたが、それとの関連はどうなんですか。

○権能委員 そんなんです。

○倉石委員長代理 ちよつと懇談いたしましてよろ。

〔速記中止〕

〔倉石委員長代理退席、委員長着席〕

○石田委員長 懇談を閉じます。

大体今お話し合いの点をお諮りいたします。ただいまの決議案のうちで、最初の領土に関する決議案は、本日保留するに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○石田委員長 さよう決定いたしました。

次に、海外同胞引揚促進並びに留守家族援護に関する決議案と、海外諸地域等における戦没者の遺骨収容及び送還等に関する決議案、この二件は本日上程するに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

思ふので、従つて本日上程せられんことを希望いたします。

○石田委員長 御意立の対立がございしますが、どうしても本日上程しなければならぬと思われる方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○石田委員長 挙手一名。よつて本日は上程することに決します。

次に、アジア各国との貿易振興に関する決議案、国際労働條約批准促進に関する決議案は、本日保留するに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○石田委員長 さよう決定いたしました。

○石田委員長 次に、国会職員法等の一部を改正する法律案、衆議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案、衆議院法制局職員定員規程の一部を改正する規程案起草の件を議題に供します。事務総長から御説明願います。

国会職員法等の一部を改正する法律案

国会職員法等の一部を改正する法律

第一條 国会職員法(昭和二十二年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第一條 次のように改める。

第一條 左に掲げる者をいう。

一 各議院事務局の事務局長、参事、主事、常任委員会専門員、常任委員会調査員及び常任委員会調査主事

二 各議院法制局の法制局長、参事及び主事

三 国立国会図書館の館長、副館長、司書、専門調査員、調査員、参事及び主事

四 裁判官弾劾裁判所事務局(以下「弾劾裁判所事務局」という。及び裁判官訴訟委員会事務局(以下「訴訟委員会事務局」という。の参事及び主事

五 各議院事務局、各議院法制局、国立国会図書館、弾劾裁判所事務局及び訴訟委員会事務局の主事補その他各号に掲げる職員以外の職員

第二條 次の一号を加える。

四 前各号の一に該当する者の外、国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)の規定により官職につく能力を有しない者

第三條中「弾劾裁判所」を「弾劾裁判所事務局」に、「訴訟委員会」を「訴訟委員会事務局」に、「前号」に改め、同條中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とする。

第四條中「弾劾裁判所」を「弾劾裁判所事務局」に、「訴訟委員会」を「訴訟委員会事務局」に、「前号」に改め、同條中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とする。

第五條第一号中「又は国立国会図書館の調査員の職」を「国立国会図書館の調査員若しくは参事又は弾劾裁判所事務局若しくは訴訟委員会事務局の参事の職」に改

二 各議院法制局の法制局長、参事及び主事

三 国立国会図書館の館長、副館長、司書、専門調査員、調査員、参事及び主事

四 裁判官弾劾裁判所事務局(以下「弾劾裁判所事務局」という。及び裁判官訴訟委員会事務局(以下「訴訟委員会事務局」という。の参事及び主事

五 各議院事務局、各議院法制局、国立国会図書館、弾劾裁判所事務局及び訴訟委員会事務局の主事補その他各号に掲げる職員以外の職員

第二條 次の一号を加える。

四 前各号の一に該当する者の外、国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)の規定により官職につく能力を有しない者

第三條中「弾劾裁判所」を「弾劾裁判所事務局」に、「訴訟委員会」を「訴訟委員会事務局」に、「前号」に改め、同條中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とする。

第四條中「弾劾裁判所」を「弾劾裁判所事務局」に、「訴訟委員会」を「訴訟委員会事務局」に、「前号」に改め、同條中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とする。

第五條第一号中「又は国立国会図書館の調査員の職」を「国立国会図書館の調査員若しくは参事又は弾劾裁判所事務局若しくは訴訟委員会事務局の参事の職」に改

二 各議院法制局の法制局長、参事及び主事

三 国立国会図書館の館長、副館長、司書、専門調査員、調査員、参事及び主事

四 裁判官弾劾裁判所事務局(以下「弾劾裁判所事務局」という。及び裁判官訴訟委員会事務局(以下「訴訟委員会事務局」という。の参事及び主事

五 各議院事務局、各議院法制局、国立国会図書館、弾劾裁判所事務局及び訴訟委員会事務局の主事補その他各号に掲げる職員以外の職員

第二條 次の一号を加える。

四 前各号の一に該当する者の外、国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)の規定により官職につく能力を有しない者

第三條中「弾劾裁判所」を「弾劾裁判所事務局」に、「訴訟委員会」を「訴訟委員会事務局」に、「前号」に改め、同條中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とする。

第四條中「弾劾裁判所」を「弾劾裁判所事務局」に、「訴訟委員会」を「訴訟委員会事務局」に、「前号」に改め、同條中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とする。

第五條第一号中「又は国立国会図書館の調査員の職」を「国立国会図書館の調査員若しくは参事又は弾劾裁判所事務局若しくは訴訟委員会事務局の参事の職」に改

の法制局長並びに国立国会図書館の館長については、これを適用しない。

「第六章 給与及び恩給」を「第六章 給与、旅費、災害補償及び恩給等」に改める。

第二十五條第二項中「その他の給与」の下に「及び旅費」を加え、同條第三項を次のように改める。

国会議員の給料、手当その他の給与の種類、額、支給条件及び支給方法並びに旅費については、別に法律（これに基づく命令を含む。）で定めるものを除く外、両議院の議長が、両議院の議院運営委員会の合同審査会に諮つてこれを定める。

第二十六條を次のように改める。

第二十六條 第十三條の規定により休職を命ぜられた国会議員は、両議院の議長が両議院の議院運営委員会の合同審査会に諮つて定めるところにより、給与の全部又は一部を受けることができる。

第二十六條の次に次の一條を加える。

第二十六條の二 国会議員及びその遺族は、両議院の議長が両議院の議院運営委員会の合同審査会に諮つて定めるところにより、その国会議員の公務上の災害に対する補償等を受ける。第二十七條中「国会議員及び」を「国会議員（第一條第一号乃至第四号に掲げる者に限る。）及び」に改める。

進のために、左の事項について計画を樹立し、これが実施に努めるものとする。

一 国会議員の教育訓練に関する事項

二 国会議員の保健に関する事項

三 国会議員の元氣回復に関する事項

四 国会議員の安全保持に関する事項

五 国会議員の厚生に関する事項

第二十八條中「事務局長」を「事務局長及び常任委員会専門員」に「法制局長及び」を「法制局長並びに」に改める。

第三十條中「一月」を「一日」、「三分の一」を「五分の一」に改める。

第三十二條を次のように改める。

第三十二條 懲戒に付せらるべき事件が、刑事裁判所に係属する間においても、同一事件について、適宜に、懲戒手続を進めることができる。この法律による懲戒処分は、その国会議員が、同一又は関連の事件に関し、重ねて刑事上の訴追を受けることを妨げない。

第三十三條中「彈劾裁判所及び訴追委員会」を「裁判官彈劾裁判所（以下「彈劾裁判所」という。）及び裁判官訴追委員会（以下「訴追委員会」という。）に改める。

第三十七條中「彈劾裁判所及び訴追委員会」を「彈劾裁判所事務局及び訴追委員会事務局」に改める。

第三十八條中「訴追委員会及び彈劾裁判所」を「訴追委員会事務局及び彈劾裁判所事務局」に改める。

第八章の次に次の一章を加える。

第九章 補助

第四十一條 労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）、労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）及び労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）並びにこれらに基づく命令は、国会議員については、これを適用しない。

国会議員に関しては、この法律で定めた事項及びこの法律に基き両議院の議長若しくは本議長が定めた事項又は国会議員の勤務条件について他の法律（これに基づく命令を含む。）で定めた事項に矛盾しない範囲内において、労働基準法及びこれに基づく命令の規定を準用する。但し、労働基準監督機関の職務に関する規定は、これを準用しない。

前項の規定の適用に必要必要な事項は、両議院の議長が協議してこれを定める。

第二條 議院事務局法（昭和二十二年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。

第一條第一項に次の一号を加える。

七 主事補その他前各号に掲げる職員以外の職員

第十五條の次に次の一條を加える。

第十六條 第一條第一項第七号に掲げる職員は、上司の指揮監督を受け職務に従事する。

第三條 議院法制局法（昭和二十三年法律第九十二号）の一部を次のように改正する。

第一條第一項に次の一号を加える。

四 主事補その他前各号に掲げる職員以外の職員

同條第二項中「参事及び主事」を「各法制局の職員」に改める。

第六條に次の一項を加える。

第一條第一項第四号に掲げる職員は、上司の指揮監督を受け職務に従事する。

第四條 裁判官彈劾法（昭和二十二年法律第百三十七号）の一部を次のように改正する。

第七條第二項中「及び主事三人」を「主事三人及び主事補その他の職員」に、同條第四項から第六項までの中「参事及び主事」を「職員」に改める。

第十八條第二項中「各三人」の下に「並びに主事補その他の職員」を加え、同條第四項、第五項及び第七項中「参事及び主事」を「職員」に改める。

第五條 恩給法（大正十二年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第二十條第一項中「国会議員」を「国会議員法（昭和二十二年法律第八十五号）第一條第一号乃至第四号に掲ぐる者ヲ謂フ」に改める。

第六條 特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第一條第七号及び第八号を次のように改める。

七 削除

八 削除

第十條の二中「同法第二十五條の規定に基き国会議員給与規程」を「同法の規定に基き国会議員の給与等に関する規程」に改める。

別表第一中「人事官及び検査官」を「人事官及び検査官」に、「内閣官房長官」を「内閣官房長官」に、「内閣及び参議院の事務局長」を「内閣官房長官」に、「政務次官」を「政務次官」に改める。

第七條 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二百九十六條中「国家公務員の団体」の下に「国会議員法（昭和二十二年法律第八十五号）第十八條の二の規定に基き国会議員の団体」を加える。

第八條 公認会計士法（昭和二十三年法律第百三十三号）の一部を次のように改正する。

第四條第四号中「国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）」の下に「国会議員法（昭和二十二年法律第八十五号）」を加える。

第九條 海事代理士法（昭和二十六年法律第三十二号）の一部を次のように改正する。

第三條第四号中「国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）」の下に「国会議員法（昭和二十二年法律第八十五号）」を加える。

附則

一 この法律は、公布の日から施行し、第一條中国会議員法第二十六

條の改正規定は、昭和二十七年一月一日から適用する。

2 この法律施行の際現に国会に勤務する職員で、従前の国会職員法第一條に規定する国会職員以外の者は、同一の勤務条件をもつて改正後の同法第一條第五号に掲げる各相当の国会職員となるものとす。

3 改正後の国会職員法第十三條第四項の規定は、この法律施行の際現に休職を命ぜられていた国会職員に対して適用する。

衆議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案

衆議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案

衆議院事務局職員定員規程（昭和二十二年七月十二日議決）の一部を次のように改正する。

第一條中「衆議院事務局職員」の下に「（事務局長及び休職者を除く。）」を加え、「事務局長を除いては左の通りとする。」を「左の各号に掲げる職員については当該各号に定めるところにより、その他の職員については事務局長が予算の範囲内で定めるところによる。」に改め、同條第一号中「百六十一人」を「百六十六人」に、第二号中「四百二十人」を「四百三十人」に改める。

第二條中「臨時職務に関する事務に従事させるため、参事主任二人及び主事主任七人を」を削る。

附則

この規程は、国会職員法等の一部を改正する法律（昭和二十七年法律第 号）施行の日から施行する。

但し、第一條第一号及び第二号並びに第二條の改正規定は、昭和二十七年七月一日から施行する。

衆議院法制局職員定員規程の一部を改正する規程案

衆議院法制局職員定員規程の一部を改正する規程案

衆議院法制局職員定員規程（昭和二十三年七月五日議決）の一部を次のように改正する。

本則中「衆議院法制局職員」の下に「（法制局長及び休職者を除く。）」を加え、「法制局長を除いては左の通りとする。」を「参事及び主事については左の各号に定めるところにより、その他の職員については法制局長が予算の範囲内で定めるところによる。」に改める。

附則

この規程は、国会職員法等の一部を改正する法律（昭和二十七年法律第 号）施行の日から施行する。

〇大池事務局長 ただいまお手元にまわしました国会職員法等の一部を改正する法律案、これは御承知の通り、従来国会の職員は国会職員法を適用されておりましたが、途中で国家公務員法の適用を受ける一般職になっておりましたのを、本年の一月一日から特別職に復活いたしましたために、昔の国会職員法そのまゝの適用を受けることになったのであります。一般職に編入されておりました以後の情勢で、その前にこしらへました国会職員法そのまゝに復歸いたしますと不便を生じて参りますので、国家公務員法並びに一

正をし、字句整理の必要ある分の整理をいたしましたのであります。

その中心点は、従来の国会職員法におきましては、主事までしか国会職員としておりませんでしたのを、今回新たに主事補以下の者まで国会職員の中に含めて、国会職員として列記いたします種類に、主事補その他の職員が加わつて参りましたという点が第一点。

それから不利益処分を受けました職員の苦情処理制度が、従来の国会職員法の上には規定をいたしていませんでしたが、不利益処分を受けました職員の苦情処理の規定をはつきり法の中へ掲げまして、身分の保障を明らかにしたという点が、第二点の改正であります。

それから休職をされました職員の休職期間や休職給につきましても、これも政府職員との均衡をはかつてきたという点が、第三点であります。

第四点は、事実上は、従来の特別職時代から組合活動を認めておつたのであります。それが国会職員法上にございせんので、国家公務員法等に認められまして程度の組合活動の方法を認めたのであります。これについては、特別職がはたして組合をつくれるかつかれないかという議論ももちろんあるようございしますが、従来も、特別職時代から一般職のときに組合をつくつておつたのでありますから、そのままこれを認めてしかるべしと考えたのであります。

なおまた、政治行為の制限等は、従来も人事院規則等ではばられておりました。一職職のときにもできなかったものでありますし、また国会職員として当然のことであるので、この政

治的行為の制限を国会職員法の上にはつきりいたした点が加わつております。

それから常任委員会の専門員の身分でございしますが、これは御承知の通り次官以上の非常任に優遇をうけておる関係から、その他の職員と同様な特別職扱いをいたしません。純正な他の特別職並に取扱ひまして、分限だとか、あるいは保障、服務、懲戒等の規定を除外いたしておるといふ点が、第五点であります。

あとは旅費だとか、あるいは公務災害の補償の根拠規定を明らかにいたしました。あるいは職員の能率増進計画というように、公務員法で規定されておることをそのまま規定してあるだけでございます。

改正条文は数多くございしますが、従来のもの字句整理の修正が非常に多いのでございまして、庶務小委員会でも二回にわたつて慎重に検討をしていただまして、昨日一応御了承願つた次第でございします。

それで、この内容そのまゝを、当委員会でもごらんの上でございまして御無理と思ひますので、一応きよう当委員会でも議決の形式にいたさせていただきます。大回の運営委員会まで御研究の上、上程の運びに願ひたい、こう思つております。実は、なぜ議決を今日しただけかといふこと、これは、庶務小委員会等ですでに御決定は得ておりますが、参議院の方では、議決をされないと予備審査にすぐ入りかねるものでございまして、参議院を願つて予備審査に入りたい、こういう関係でございします。この改正につきましては、ただ本院だけでございせんので、両院の

事務局長並びに職員組合、図書館その他関係方面と数箇月にもわたりまして研究して、一応一致を得たものでございします。この形で議決だけお願いいたします。字句の修正なりあるいは訂正なりは、あとからできることであるから、大回の運営委員会でも御決定を願ひたい、こう思つております。

〇権限委員 ちよつとこの機会に事務局長に御意見を伺つておきたいのですが、実はわれ／＼院内の職員の方々が、院を代表する議長によつて任命してもらいたい、すなわち、専門員のみならず、職員と称する者は、今の規則では事務局長の発令になつておるのですが、これをすべて議長の発令にしてもらわれぬかという陳情がありまして、よくわかれぬやうなかつたのですが、その可否がよく判断がつかないのです。現在どういふ事情でございするかと、その方がいゝか悪いかといふことをとつと聞きたいのです。

〇大池事務局長 それは結局事務局職員ということになりまして、事務局の職員は身分上の本部長というものを定めなければならぬわけでありまして、その関係で、従来から事務局長が身分上の本部長という形になつておりますために、事務局長の発令の形式になつておるわけでありまして、それを、ただいまのお話のように議長といふことになりまして、専門員に対してだけは議長が身分上の本部長になる、こういうことの結果になるわけでありまして、他の職員は、全部事務局長が本部長としての行政的処遇をするわけであ

ります。専門員に対してだけはそういうことに御決定になれば、本部長が二つできるという形に相なりまします。いかがかと考えております。

○権能委員 一般公務員の場合はどうですか。各官庁の局長なんかの辞令は、当該役所の大臣ですか。総理大臣じゃないですね。

○大池事務局長 総理大臣じゃございません。各省の本部長というものは、それ／＼その省の大臣になつております。これは事務局長になつております。従来事務局長でなかつた時分には、書記官長というものがそれをやつておりました。

○権能委員 そういうことをとき／＼聞くものですから、ぼくらもどつちがよいのか……。

○大池事務局長 そういう点なども、次会までに御研究を願つた方がよいかと思ひます。

○竹村委員長一君 この問題については、庶務小委員会に林君も出ておりますが、私どもとしていろいろ疑問があるのです。しかし、こういう質問をきよりやるのですか。

○石田委員長 それは、きようの議事をしたいと思ひます。今度これを正式に議題にいたしますから、その際に御質疑等も承り、討論もしていただきたいと思ひます。

○大池事務局長 小委員会の方に林さんも出ておられましたから、大体のことは林さんが御承知のことと思ひますので、確かめていただいて、なおかつわからないところがございましたら、次会でもお願いしたいと思ひます。きようでもけつこうですけれども、時

間の都合がございますので……。

○岡田春夫君 今の権能君の話で、事務局長の説明を聞いておると、本部長が事務局長になつておるといふ話ですね。そこで、これはまあ私もわからないで聞くのだけれども、一般の事務局員に対して、国会議長がどうして本部長になれないか、国会の事務局というところであるから、国会の議長が本部長になるのが当然じゃないかというような感じがするのです。その点はどういうことになつておるのですか。

○大池事務局長 そういふ点に、国会職員全部を議長のもとに置き、議長が任免するということにかえるのならば、それは一つもさしつかえないことと思ひますが、従来は、議長は、議事といふことが、議会の本務といふこと、議会の立法事務をとる、行政事務の方は、事務局がそのためにできておるから、事務局の長たる、昔で言え

ば書記官長、今で言えば事務局長にせしめる、こういう形に、政治的なものと、事務的な面とをわけて従来からやつて来ていた関係だけでありまして、従つて、将来議長というものが行政事務の方まで長として一切やるということに建前をおかえになるなら、それは一つもさしつかえないのだということであるか。

○石田委員長 他に御発言はありませんか。

○大池事務局長 それからあとは、全然問題のないことでありまして、その次にございまして裁判官弾劾裁判所裁判員旅費及び職務雑費支給規程の改正案、これは衆議院の方で所管をいたしておる訴訟委員の派遣旅費の關係はすでにこゝになつておるわけでありまして、

が、裁判官弾劾裁判所の方は参議院所管でありましたので、本日までそれが残されておつたのでありまして、ついでにこれをお願いしたいというところであります。それは、従来の規程を全部かえまして、そこにございまして、上に、国会議員の場合の支給規程を準用する上に、簡単にいたしたいという事です。この件は両院議長協議決定事項であります。一応この際委員会御了承も得ておきたいと思ひます。

それから、次の衆議院事務局職員定員規程の一部を改正する規定案、これは定員法が今すでにできておりますので、御承知の通り、休職者は定員外になるというところに相なつたために、休職者は定員からはずすことをこの規程の中に入れて、現在の定員から参事のところで五人、主事のところで十人ふえておりますが、これは今現にありますが臨時定員をその方へ振りかえて、そういう数字を出したので、すでに行政整理等でなくなりました分と、その後ふえた分を総計いたしました数字の結果がこうなるということでありまして、その通りに規程をかえたというのであります。

法制局の方は、定員上の差繰りがございせんが、ただ休職者を除くことだけをここにに入れて、そのままだに定員規程を改正願いたいということだけでございまして、

右のうち三件を一応御承認願ひまして、次会までに御決定を願ひたいと思ひます。

○石田委員長 以上のうち三件は、本日これを審議して、次回の運営委員会に御承認願ひたいと思ひませんか。

○竹村委員長一君 私どもも聞いておりますが、

「賛成と呼ぶ者あり」

○石田委員長 さよう決定いたしました。

○石田委員長 次に、本日の本会議の議事の件を議題にいたします。

○大池事務局長 本日の本会議の議事は、最初に、ただいま御決定を願ひました引揚げ関係の決議案が二件、それから回付案が二件、これをお願いいたします。

○竹村委員長一君 私どもの方は、海外同胞引揚げ促進並びに留守家族援護に関する決議案、これは反対で、菊田アサノ君が反対討論をやります。その次の決議案には賛成です。

それから回付案に対しては、どちらも反対です。

○大池事務局長 わかりました。この四件を上げていただいて議事日程に入ります。

議事日程の方は、第一、特定中小企業業の安定に関する臨時措置法案は、通商産業委員長中村純一君が報告をされまして、これに対しては反対討論として共産党の横田基太郎君、賛成討論として社会党の岡良一君から通告がございまして

○権能委員 ぼくらの聞いたところによると、横田君はやらない、そのかわり賛成討論もやらないということに委員会では妥協がついたということですが……。

○土井委員 そういふふうに聞いておつたから、われ／＼の方も岡君にやらぬようになつておつたのですが、こゝへ来たら違つておるから、やらざるを得ない。

○竹村委員長一君 私どもも聞いておりますが、

せんけれども、覚へ帰りますして、できるだけそういう趣旨に沿うように話してみます。しかし一応やるということだけ……。

○土井委員 反対討論がなければ、私どもの方も賛成いたします。

○石田委員長 わかりました。なるべくさういふふうにしたいと思ひます。

○権能委員 私どもの方も、反対討論があるとなれば、高木吉之助君が賛成討論をしたいということでありまして、これはあとで場内交渉をお願いいたします。

○大池事務局長 それから日程第一については、委員会附帯決議がありまして、その附帯決議に対して、高橋通産大臣が本会議で意思表明をいたします。発言をするということに委員会では話し合いがあつたさうで、そこで高橋通産大臣から発言の通告が来ておるわけでありまして。ところが、今までさういふ例がないのであります。委員会附帯決議があれば、委員会が発言されるのが当然でありまして、本会議では委員会の附帯決議なるものは議題になつておりません。委員長が、附帯決議があつたという報告をされるだけです。従つて本会議の議題は全然別個であります。その委員長の報告の部分に対して発言をされるということは、いまだ前例もございせん。しかし、それでもどうしてもおやりになるというのならば、国務大臣の発言はいつでもやれますが、一応事務的に御相談願ひまして、場内でお願ひ申し上げたいと思ひます。

○権能委員 これは、政府が発言することは自由だから、とめることもできないと思ひますが、おそらく委員会です

せんけれども、覚へ帰りますして、できるだけそういう趣旨に沿うように話してみます。しかし一応やるということだけ……。

○土井委員 反対討論がなければ、私どもの方も賛成いたします。

○石田委員長 わかりました。なるべくさういふふうにしたいと思ひます。

○権能委員 私どもの方も、反対討論があるとなれば、高木吉之助君が賛成討論をしたいということでありまして、これはあとで場内交渉をお願いいたします。

○大池事務局長 それから日程第一については、委員会附帯決議がありまして、その附帯決議に対して、高橋通産大臣が本会議で意思表明をいたします。発言をするということに委員会では話し合いがあつたさうで、そこで高橋通産大臣から発言の通告が来ておるわけでありまして。ところが、今までさういふ例がないのであります。委員会附帯決議があれば、委員会が発言されるのが当然でありまして、本会議では委員会の附帯決議なるものは議題になつておりません。委員長が、附帯決議があつたという報告をされるだけです。従つて本会議の議題は全然別個であります。その委員長の報告の部分に対して発言をされるということは、いまだ前例もございせん。しかし、それでもどうしてもおやりになるというのならば、国務大臣の発言はいつでもやれますが、一応事務的に御相談願ひまして、場内でお願ひ申し上げたいと思ひます。

○権能委員 これは、政府が発言することは自由だから、とめることもできないと思ひますが、おそらく委員会です

せんけれども、覚へ帰りますして、できるだけそういう趣旨に沿うように話してみます。しかし一応やるということだけ……。

○土井委員 反対討論がなければ、私どもの方も賛成いたします。

○石田委員長 わかりました。なるべくさういふふうにしたいと思ひます。

○権能委員 私どもの方も、反対討論があるとなれば、高木吉之助君が賛成討論をしたいということでありまして、これはあとで場内交渉をお願いいたします。

○大池事務局長 それから日程第一については、委員会附帯決議がありまして、その附帯決議に対して、高橋通産大臣が本会議で意思表明をいたします。発言をするということに委員会では話し合いがあつたさうで、そこで高橋通産大臣から発言の通告が来ておるわけでありまして。ところが、今までさういふ例がないのであります。委員会附帯決議があれば、委員会が発言されるのが当然でありまして、本会議では委員会の附帯決議なるものは議題になつておりません。委員長が、附帯決議があつたという報告をされるだけです。従つて本会議の議題は全然別個であります。その委員長の報告の部分に対して発言をされるということは、いまだ前例もございせん。しかし、それでもどうしてもおやりになるというのならば、国務大臣の発言はいつでもやれますが、一応事務的に御相談願ひまして、場内でお願ひ申し上げたいと思ひます。

○権能委員 これは、政府が発言することは自由だから、とめることもできないと思ひますが、おそらく委員会です

せんけれども、覚へ帰りますして、できるだけそういう趣旨に沿うように話してみます。しかし一応やるということだけ……。

たのは、その附帯決議に対して政府においても答弁するという申合せがあつて、でき上つたのだと思ふのですから、これはやつてもらわぬと、委員長の方はひつ込みがつかないだろうと思ふのです。ちやんと條件付で上つて来ておるのです。それですから、なるべくやらしてもらいたいのです。

○大池事務局長 討論も全然なくて、ちよつと前例のない形ですが、お話しがついたことならば、異例的に、各点の御了解を得て……。

○土井委員 それは實際上の問題としては、議決になつておらぬものをやるのはおかしい。

○石田委員 懇談に入ります。

〔速記中止〕

○石田委員 懇談をとじます。

日程第一について、委員会において行われた附帯決議に関する高橋通産大臣の発言を求められておる件につきましては、本会議において附帯決議は正式に議題になつていないのでありますから、それに対して國務大臣が発言を求められることは前例にないことであり、そういう前例をつくることは好ましくないと建前に従ひまして、これでもし反対、賛成の討論と関係があることでございしたならば別ですが、各派において本会議開会までの間に御交渉を願つて、そういう方針のもとに御決定願ひたいと存じます。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○大池事務局長 それから日程第二、南方通商事務局設置法案、日程第三、引揚同胞対策審議会設置法の一部を改正する法律案、これは内閣委員会の案でありまして、理事の青木正君が報告をされます。これは共産党が反対で討

論はございせん。

それから日程第四、北太平洋の公海漁業に関する国際條約及び北太平洋の公海漁業に関する国際條約附屬議定書の締結について承認を求めるの件、これは外務委員長が報告をされまして、反対討論として改進黨の山本利壽君と、社会党の佐竹新市君、共産党の木村榮君、労働党の黒田壽男君、この四名の討論がございます。

○土井委員 ぼくの方は、佐竹君はやりませんから、人がかわるかもしれせん。

○石田委員 何つておきますが、労働党は小会派の代表でございますか。

○岡田委員 これは社会党二十三控室並びに農協党とは話合ひがついております。

○上林與市郎君 私どもの方は了承しております。

○羽田野委員 私どもも了承しております。

○藤永(健)委員 わが党は、佐々木盛雄君が賛成討論をいたします。

○大池事務局長 そうすると、山本君の反対討論、佐々木君の賛成討論、それから社会党、共産党、労働党という順序になります。

それから日程第五、たばこ専売法の一部を改正する法律案は全会一致でございまして、大蔵委員長の報告であります。

日程第六、義務教育費国庫負担法案、これには修正案が小林信一君外七名から出ております。文部委員長竹尾君が御報告になりまして、次に小林信一君が修正案の趣旨弁明をされます。これに対してお手元にあります通り、岡延右二門君が賛成討論、それから反対討

論が井出一太郎君、松本七郎君、渡部義通君、坂本泰良君、これだけの通告がございます。採決は修正案の方からとりまして、委員長報告はあとからとる、こういうことになります。

○岡(延)委員 これは、きのう文部委員会では、改進黨は趣旨弁明をやるから、討論は譲渡しようということに一応なつておつたのですが……。

○権藤委員 そうでなくて、修正の趣旨弁明をやりまされども、本案に対しては根本的に反対なんです。修正案が破れてしまうことは大体わかっています。趣旨弁明のときには何も本案に反対的なことを言うのでなく、修正の点だけを説明するのだから、反対の趣旨が盡されない。だからぜひやらしてくれということなんです。

○岡(延)委員 固執はしませんけれども、一応きのうのうらうらに何つたものですか……。

○石田委員 きようはずいぶん討論が多いのですが、時間等について、ちよつと御懇談を願ひます。

〔速記中止〕

○石田委員 懇談をとじます。

本日の議事につきましては、ただいま事務局長の御説明の通り了承するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○石田委員 さよう決定いたしました。

討論の時間は、前例通り十分以内に願ひます。

明日は特に本会議を開きます。開会の時刻は定刻一時。運営委員会は午前十一時に御参集を願ひます。

本日の本会議は、各派において申出がございますから、二時に開会いたし

ます。

本日の運営委員会はこれにて散会いたします。

午後一時八分散会

〔参照〕

裁判官彈劾裁判所裁判員旅費及び職務雑費支給規程案
裁判官彈劾裁判所裁判員旅費及び職務雑費支給規程案
裁判官彈劾裁判所裁判員旅費及び職務雑費支給規程案

裁判官彈劾裁判所裁判員旅費及び職務雑費支給規程の全部を次のように改正する。

裁判官彈劾裁判所裁判員旅費及び職務雑費支給規程

第一條 裁判員及びその職務を行う予備員がその職務を行うため派遣されたときに受ける派遣旅費については、国会議員の歳費、旅費及び手当等支給規程第四條から第七條までの規定を、裁判員が国会の開会中受ける職務雑費については、同規程第十條の二及び第十一條の規程を準用する。

2 裁判員及びその職務を行う予備員が国会の開会中その職務を行う場合に受ける職務雑費については、国会開会中委員会が審査を行う場合の委員の審査雑費に関する法律及び国会議員の歳費、旅費及び手当等支給規程第十一條の規定を準用する。

第二條 前條第一項の職務雑費を受ける場合には、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律第八條の二の規定による議会議費を、同條第二項の職務雑費を受ける場合には、国会開会中委員会が審査を行う場合の委員の審査雑費に關

する法律の規定による審査雑費を受けることができる。

附則

この規程は、昭和二十七年四月一日より適用する。

昭和二十七年六月二十六日印刷

昭和二十七年六月二十七日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷所